

2025年1月10日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2024年7月から2024年12月までの間に支払審査委員会を4回開催し、計5件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は2件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者のセンターラインオーバーによる事故で、外傷性心破裂を直接死因として死亡したが、死体検案書には慢性硬膜下血腫の所見が見られました。● 被保険者の事故前の様子や事故状況等の内容を勘案すると、事故前に脳疾患を発症した結果、本件事故が惹起された蓋然性が高いとして、人身傷害保険のお支払対象に該当しないと判断しました。
傷害保険	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者が転倒したことによる慢性硬膜下血腫で入院中に、腸閉塞を発症し死亡しました。● 死亡診断書には被保険者の直接の死因として「腸閉塞」と記載があり、転倒による外傷を直接の結果として死亡したとは言えず、死亡保険金のお支払対象に該当しないと判断しました。